

(別添)

事例1：岩手県

1. 岩手県の概況

人口：1,283,390人（H26.12 現在推計人口）

面積：15,257 km²（都道府県で2番目）

県庁所在地：盛岡市

市町村数：33市町村

障害者手帳所持者数（H26.3 末現在）	岩手県	全国
身体障害者手帳	55,944人	525.2万人
療育手帳	11,211人	94.1万人
精神障害者保健福祉手帳	7,242人	75.1万人

2. 「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」

（1）条例制定の経緯及び障害者差別の解消に関するこれまでの取組内容

障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例（以下「共生き条例」という。）は、平成22年12月定例会で議員提案条例として議決され、平成23年7月1日から施行されている。

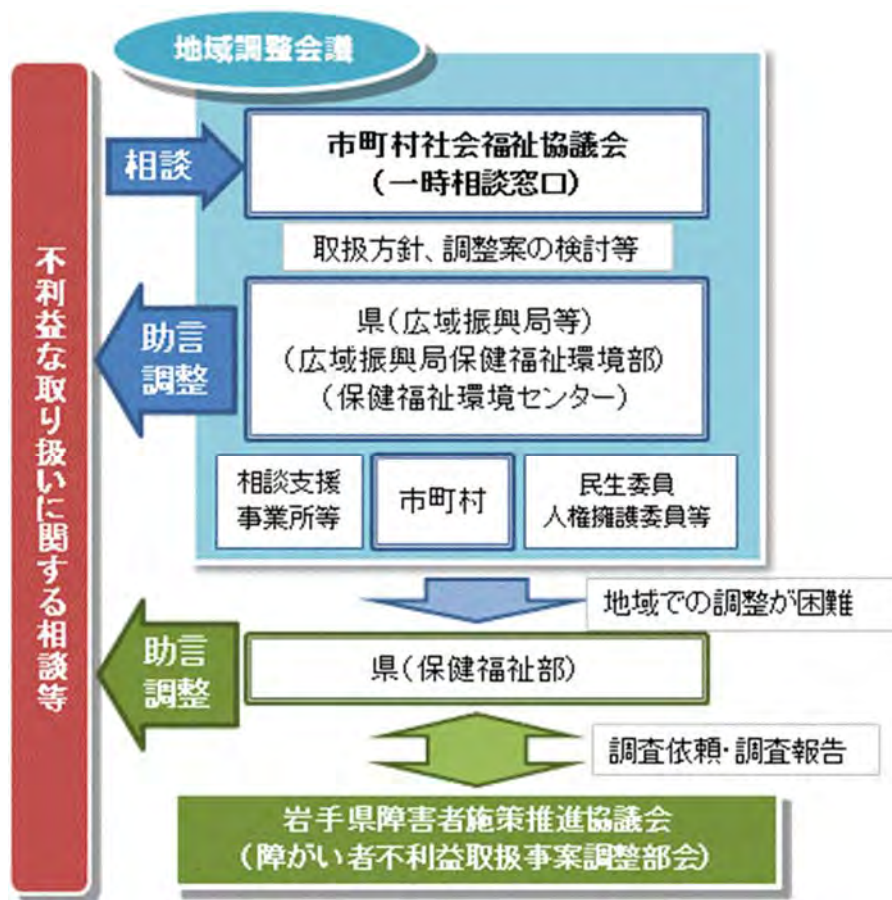
条例では、県の責務として「障がいについての県民の理解の促進」及び「障がい者に対する不利益な取扱いの解消」に関する施策を策定し実施するとともに、障害のある人に対する不利益な取扱い及び虐待に関する相談に応じ、これに対応する助言及び調整等必要な措置を講ずることとされている。

これまで、不利益な取扱いに関する相談窓口の設置（市町村社協）、困難事例を調整するための検討機関の設置（広域振興局等（県の出先機関）ごとに地域調整会議、県障害者施策推進協議会に障がい者不利益取扱調整部会）、相談対応の手引きの作成及び配布などの取組を進めてきた。

（2）岩手県における障害者差別の解消の推進に関する課題

これまで、障害者差別の案件として報告された事例は毎年数件にとどまっており、共に学び共に生きる地域づくりのため、相談窓口の周知、条例の理念等に関する継続的な制度周知が必要と考えられる。また、条例における障害者差別事案の相談窓口は社会福祉協議会となっている一方で、虐待の窓口は市町村となっており、今後、広域振興局等、市町村、社協それぞれの情報を集約するなど、連携を深めていくことが求められている。

■ 条例に基づく不利益な取扱いに関する相談体制図



3. 障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会

(1) 設置形態

障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例の規定をふまえ、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会」を要綱により設置。

(2) 構成メンバー（18名）※は作業部会参加者

委員区分	所属及び職名
学識経験者	岩手弁護士会高齢者・障害者支援センター委員会委員
	社団法人岩手県医師会 常任理事
	岩手県立大学 非常勤講師
地域福祉関係団体	社団法人岩手県社会福祉士会 虐待対応専門職委員会委員長
	岩手県民生委員児童委員協議会会長
相談支援事業者	岩手県障害者地域生活支援事業連絡協議会 会長
	岩手県障害者就業・生活支援センター連絡協議会 委員長
	岩手県障がい者 110 番相談室 専門相談員
障害者福祉施設	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会・障がい者福祉協議会幹事

権利擁護 団体	岩手県社会福祉協議会地域福祉権利擁護センター 所長 特定非営利活動法人カシオペア権利擁護支援センター 常務理事
教育団体	岩手県特別支援学校連絡協議会 副会長
行政機関	厚生労働省岩手労働局 総務部企画室長
	岩手県警察本部 生活安全部参事官兼生活安全企画課長
	盛岡市 保健福祉部障がい福祉課長
障害者団 体等	障害者相談支援事業所「百万石」 所長
	岩手青空の会 運営委員
	心の病と共に生きる仲間達連合会キララ 代表

4. モデル会議等の実施状況

(1) モデル会議等の開催経過

	期日	議題
第1回 モデル会議	平成26年6月20日(金)	・施行後3年に係る条例の見直し検討 ・モデル事業実施の決定
相談支援関係者 会議	平成26年8月7日(木)	・県内の状況把握
	平成26年9月11日(木)	・地域における相談体制の素案を作成
作業部会	平成26年12月12日(金)	・地域における相談体制の素案の検討
第2回 モデル会議	平成26年12月25日(木)	・地域における相談体制の素案の検討

(2) モデル会議等における協議内容

◆相談支援関係者会議における課題の把握

現行の体制では、障害者の虐待事例は市町村、不利益な取扱い（差別事例）は市町村社協と、それぞれ異なる窓口で相談対応している。

一方、障害者に関する権利擁護の現場では、障害者に対する虐待や不利益な取扱い（差別）は境目が曖昧であり、障害者や障害関係者が自身の抱える事案について相談したい時や、あるいはそれら事案が窓口機関に持ち込まれた場合などに、適切な窓口の選択や適切な対応が行われず、少なからず混乱が生じている。

◆不利益な取扱い及び虐待に関する相談体制

上記の課題に対し、相談窓口を一元化することにより、現場での混乱を解消するとともに、障害者や障害関係者にとって相談しやすい環境を作り出し、事例の掘り起しを図ることができないか検討することとした。

現在、虐待事案については市町村、不利益事案については市町村社協となっているが、相談窓口の一元化を行うとした時、①虐待防止法により市町村が虐待に関する通報先である旨定められていること（ただし窓口業務は委託可）、②事例についての、虐待防止法や差別解消法に基づく最終的な判断は行政が行うべき（責任の所在の明確化）という観点から、市町村に一元化することが望ましいとの考えから案を作成することとした。

その後、作業部会における議論を経て、相談窓口を市町村に一元化する方向で一致。

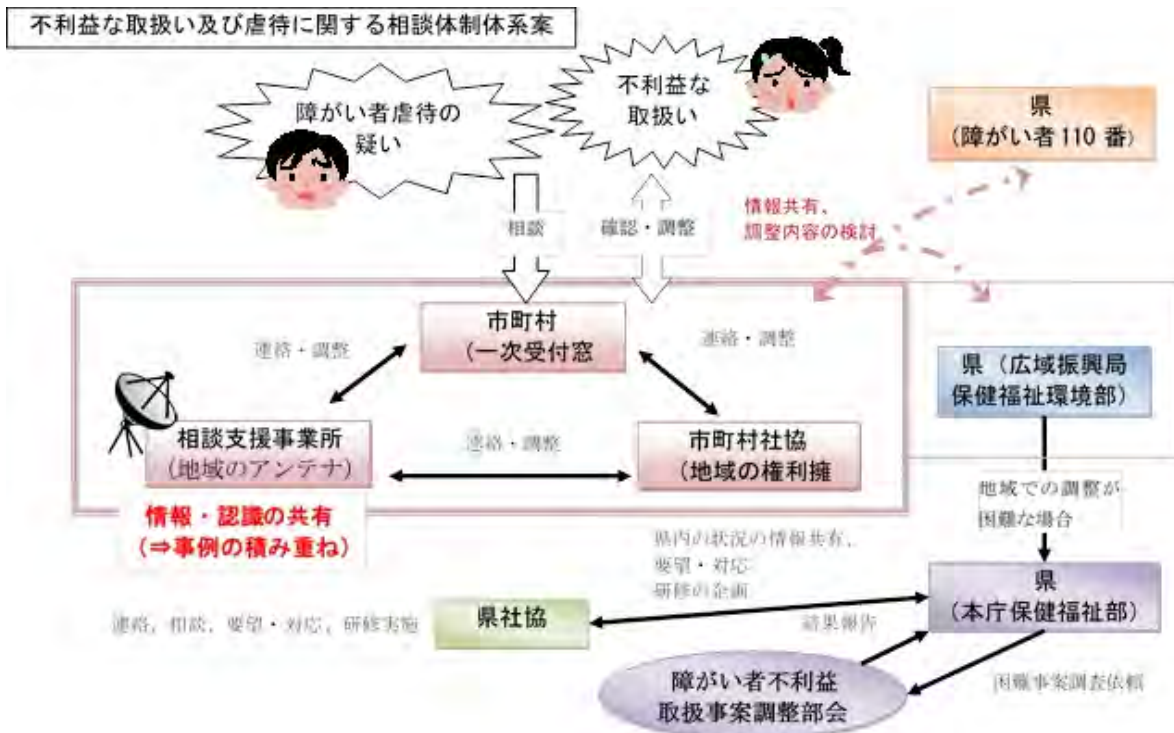
今後、市町村が窓口となった時、県はどう関わるかという課題については、虐待防止法のスキームを参考にすることで検討を進めていく。

5. 障害者差別解消に関する今後の取組について

今後、地域調整会議の仕組みの検討や市町村地域協議会の設立・運営への支援、研修等の開催によるスキルアップ、定例的に担当者会議を開催することによる顔の見える関係づくり、地域自立支援協議会等との連携・活用などにより、地域全体の課題の解決能力の向上を目指していく。

また、一元化の方向性が確認されたことを踏まえ、市町村における相談窓口の設置を念頭に、人的負担や財源についても調査を行う。今後のスケジュールとしては、平成27年度の前半を目途に、相談体系案の最終調整、市町村との意見交換・調整を経て、相談体制の体系を確定し、各種マニュアルを整備するとともに、平成28年度から新体制での相談受付を開始することとしている。

■ 不利益な取り扱い及び虐待に関する新たな相談体制



事例2：さいたま市

1. さいたま市の概況

人口：1,260,879人（H27.1 現在推計人口）

面積：217.49 km²

障害者手帳所持者数（H26.3 末現在）	さいたま市	全国
身体障害者手帳	32,802人	525.2万人
療育手帳	6,375人	94.1万人
精神障害者保健福祉手帳	7,863人	75.1万人

2. 「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」

（1）条例の概要とこれまでの取組内容

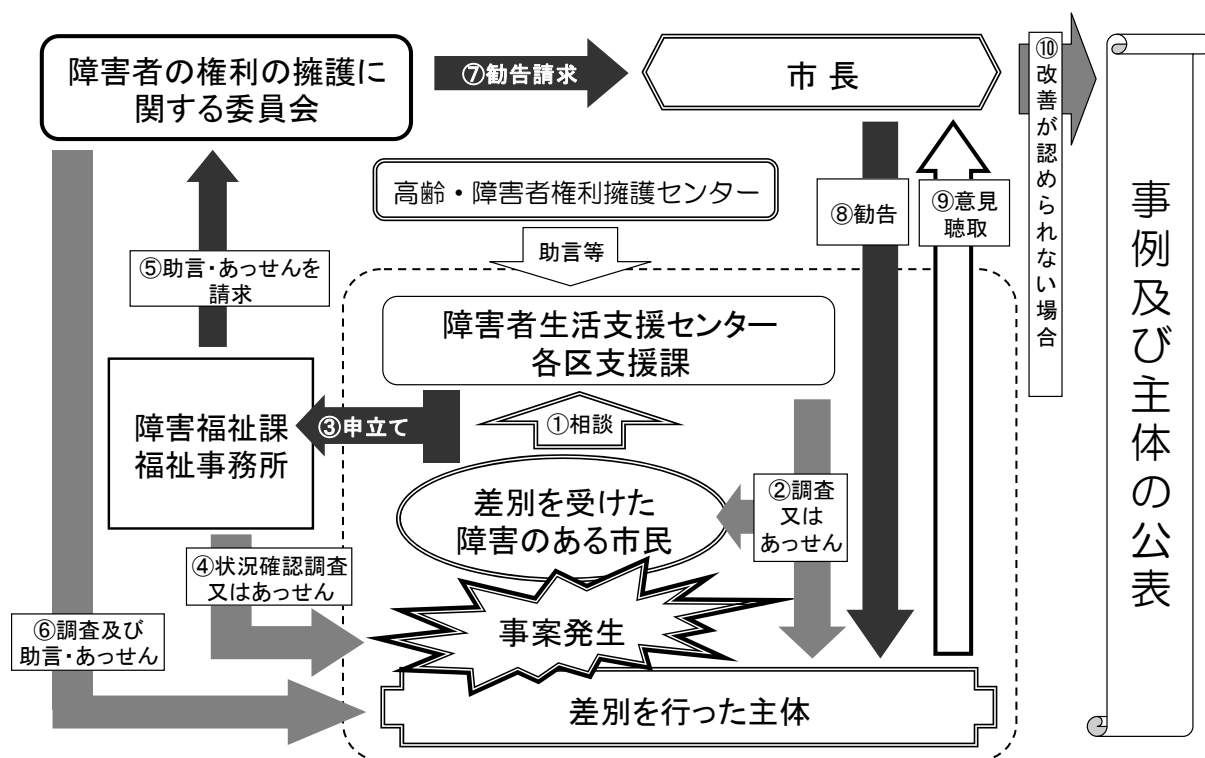
さいたま市では、平成23年3月に「障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例」が成立し、平成23年4月から施行された。

この条例に基づき、市内10区の各区役所支援課や各区障害者生活支援センターを障害者差別が生じた際の身近な相談窓口・対応機関として位置付けるとともに、障害者差別に対する申立て（ノーマライゼーション条例第10条）があった場合に助言やあっせんを行う仕組みとして「障害者の権利の擁護に関する委員会（以下、障害者権利擁護委員会という。）」を設置した。そのほか、医師や弁護士などが専門的な見地から相談機関に助言等を行う「さいたま市高齢・障害者権利擁護センター」を整備するなどの取組を進めてきた。

（2）さいたま市における現状と課題

こうした取組の一方で、ノーマライゼーション条例の制定過程において市民から収集した「障害者差別と思われる事例」が521件であったにもかかわらず、相談窓口に寄せられた相談件数は年間数件という極めて少ない数字となるなど、事業が潜在化している可能性があることから、改めて障害者差別を取り巻く課題や解決に向けた今後の取組について検討を行うことが求められている。

■ 条例に基づく相談の流れ



3. 障害者の権利の擁護に関する委員会障害者差別解消部会

(1) 設置形態

条例により設置された附属機関（障害者の権利の擁護に関する委員会）に障害者差別解消部会を設置

(2) 構成メンバー（13名）

委員区分	所属及び職名
学識経験者	埼玉大学教育学部 准教授
国の機関	埼玉労働局職業安定部 職業対策課長
	さいたま地方法務局 人権擁護課長
障害者団体	障害者（児）の生活と権利を守るさいたま市民の会
	さいたま市手をつなぐ育成会
	さいたま市精神障害者当事者会ウィーズ
相談支援事業者	岩槻区障害者生活支援センターささぼしセンター長
事業者団体	さいたま商工会議所 事務局長
弁護士	埼玉弁護士会
医療機関	自治医科大学附属さいたま医療センター総合相談室・病診連携室 室長
市役所	さいたま市消費生活総合センター 所長
	教育委員会事務局 指導2課長
	さいたま市北区役所 健康福祉部長

4. モデル会議の実施状況

(1) モデル会議等の開催経過

障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）を平成 26 年 7 月、9 月、11 月に 3 回開催し、さいたま市における障害者差別を取り巻く現状や障害者差別解消に向けた取組等について協議した。

回	日付・場所	議題・内容
第 1 回	平成 26 年 7 月 29 日（火）	1. 障害者差別解消部会及び障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業について 2. 障害者差別解消の推進に関する取組状況の調査結果について 3. 障害者差別事例の収集について
第 2 回	平成 26 年 9 月 30 日（火）	1. 前回会議録の承認 2. 障害者差別相談事例等の報告について
第 3 回	平成 26 年 11 月 25 日（火）	1. 前回会議録の承認 2. 障害を理由とする差別の解消に関する基本方針について 3. 障害者差別解消に関する検討状況と今後の取組について

(2) モデル会議における障害者差別や課題に関する意見等

① 障害者差別の特徴について

◆ 障害に対する理解不足等が原因の障害者差別や不当な取扱い

企業からのサービス提供や公共交通機関の利用に際して、障害に対する基本的な理解不足や経験不足に起因する障害者差別が少なからず発生している。また、障害者雇用に関しても、企業側の経験不足や障害者との相互の理解不足がその原因として考えられる。

◆ 障害者差別に関する相談が相談機関に結び付いていない

相談機関に相談した場合でも、大事にはしたくないと要望する相談者や問題解決のためにあえて相談機関に出向くことが少ない可能性があるなど、差別に関する相談が行政機関に結び付きにくいことが考えられる。

◆ 障害者差別の認識や状況把握が困難な障害者の存在

障害の特性によっては、障害者差別を受けたことを認識しにくい場合がある。また、相手の名前や状況を記憶したり、記録したりすることが苦手な障害者は、適切な相談ができない可能性がある。

② 障害者差別の相談への対応及び合理的配慮の提供の課題に関する意見

◆ 障害者が相談しやすい窓口づくり

障害者が受けた不当な差別的取扱いを解決する第一歩として、相談機関の利用は有効な手段であり、障害者が相談機関に相談しやすいような環境の整備や周知啓発に取り組む必要がある。

◆ 各分野の専門家の助言

障害者差別の相談対応や合理的配慮の提供及び「過重な負担」の判断等における専門的、技術的な課題の解決にあたっては、障害福祉分野の支援者のみならず、ICT や建築などを含む各分野の専門家の助言が必要ではないか。

◆ 相談事案の蓄積

障害者差別の相談実績が少ない状況では、対応にあたり過去の類似事案との比較や対

応経験を基にした迅速かつ適切な判断が困難となるため、障害者差別等の相談事案について一定の蓄積が必要である。

③地域における相談体制の課題に関する意見

◆機関連携による対応

障害者差別は障害者を取り巻くあらゆる分野、場面において発生するため、当初相談を受けた機関での対応が困難な事案については、その事案を適切な相談機関に結び付けるために各相談機関相互の連携の仕組みが必要ではないか。

◆関係機関の情報の収集と共有

相談を受けた所管外の事案を他の適切な相談機関を相談者に紹介するためには、関係機関の権限や機能等について必要な情報を共有する必要があるのではないか。

5. 障害者差別解消に関する今後の取組について

障害者差別解消部会においては、市民や企業等の障害に対する理解不足や障害者に対する対応の経験不足が障害者差別の発生原因と考えられることや、障害者差別の相談が相談機関に結び付きにくい特徴があること、対応が困難な事案については、ネットワークによる対応が必要であることなどが提言された。

今後、各機関と連携し、以下の取組を具体化していくことが確認された。

(1) 周知に関する取組

①相談窓口や障害者差別に当たる行為の周知

障害者差別に関する相談窓口や相談できる内容、障害者差別に当たる行為等を障害者やその他の市民、企業等に広く周知する。

②障害者への配慮の好事例の周知

障害や障害者に対する理解を深めるとともに合理的配慮の提供に関する知識や意識を高めることを目的に、特に公共交通機関や企業におけるサービス提供に関する事項を中心に、障害者への配慮の好事例を収集し市民や企業等に広く周知する。

③障害者雇用などにおける企業等の対応の成功事例の周知

企業等における積極的な障害者雇用の促進と、障害者が就業する現場での障害者差別の解消や環境改善を図ることを目的に、障害者が就業する上で必要な配慮や企業等における障害者雇用の取組に関する成功事例を収集し周知する。

(2) 機関連携に関する取組

①ネットワークの構築

地域において有効に機能するネットワークを構築し、所管外や困難な事案への対応のほか、障害者差別解消に関する情報の共有や障害者差別解消に向けた地域への意識啓発、周知について各機関が一体となって行う。